

第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年2月25日
八郎潟町長

市町村名 (市町村コード)	八郎潟町 (05363)
地域名 (地域内農業集落名)	夜叉袋地区 (夜叉袋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区の農地は、認定農業者等の中心経営体と営農継続意向のある農家に集積されている。しかし、地区における農業者の高齢化が進んでおり、持続的に農地の利用を図りながら地域農業の活性化を進めるためには、後継者や新規就農者を確保・育成しつつ、分散する農地を集約し、作業効率改善による規模拡大を進める必要がある。
分散する担い手の農地を集約するためにも、10a区画の農地の大規模化・汎用化等の基盤整備を出来るだけ早期に実施できるよう検討するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法についても検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

安定した水稻・大豆の生産を中心として、枝豆、キャベツやネギ等の高収益作物の生産拡大を推進し、農業所得の向上を図る。また、育苗ハウスを利用した冬期間の小松菜、ほうれん草、水菜等の生産に取り組み、年間を通じた営農を検討する。これらの取り組みにより水稻単一からの脱却を図り、同時に耕作放棄地の防止に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	173.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	173.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当地区は全ての農地が平坦地にあり、地区内の全農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針※</p> <p>夜叉袋地区を主とする中心経営体である認定法人及び認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、夜叉袋地区において規模拡大を希望する担い手に優先して農地の集積を行う。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針※</p> <p>リタイア・経営転換・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをスムーズにすすめることができるよう、機構を通じて中心経営体への転貸するよう誘導していく。</p> <p>また、出し手に対しても農地バンクの役割や必要性を周知し、理解を得ながら活用を推進していく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針※</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を出来るだけ早期に実施する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※</p> <p>地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と協力・連携しながら取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業の効率化が期待できる防除作業は、地域の担い手と町病害虫防除協議会・農協が連携して進めていく。</p>

<p>以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)</p>				
<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p>				
<p>⑦住宅地周辺の農地は住宅に付属した畑地がほとんどであり、所有者の管理を原則とする。</p>				